

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	市場施設の使用許可	
根拠法令・条項	堺市立青果地方卸売市場条例第3条	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>法令の定めによる。</p> <p>卸売市場法第58条第1項 卸売市場法第59条</p> <p>（卸売業務の許可） 第58条 地方卸売市場において卸売の業務を行なおうとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、市場及び取扱品目の部類ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（許可の基準） 第59条 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請があった場合において、申請者が第57条第1項第1号、第2号若しくは第3号に規定する者に該当するとき、又は申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ的確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>堺市立青果地方卸売市場条例第3条 （市場施設の使用許可） 第3条 法第58条第1項の規定により許可を受けた者（以下「卸売業者」という。）は、使用する市場施設（市場内の建物その他の施設をいう。以下同じ。）について、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の規定は、卸売業者以外の者の市場施設の使用について準用する。 3 市長は、前2項の規定による許可の際必要な制限又は条件を付することができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	引き続き使用の場合 5日程度 新規の場合 設定なし
	標準処理期間を設定できない理由	規則第5条により卸売業者の数が定められているので、新規使用許可については想定できない。